

# 2017年度 法科大学院

## 特待生入学試験問題

### 4 時限

## 民事訴訟法・刑事訴訟法

### (短答式)

## 試験時間合計 30 分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [民事訴訟法]

**問1** 管轄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 財産権上の訴えは、義務履行地を管轄する裁判所に提起することができる。
2. 手形による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形の振出地を管轄する裁判所に提起することができる。
3. 不法行為に関する訴えは、不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる。
4. 不動産に関する訴えは、不動産の所在地を管轄する裁判所に提起することができる。

**問2** 訴訟能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 成年被後見人は、法定代理人の同意があれば、相手方の提起した訴えについて訴訟行為をすることができる。
2. 未成年者は、法定代理人の同意があれば、訴えの取下げ、和解、請求の放棄もしくは認諾をすることができる。
3. 被保佐人は、特別の授権がなければ、訴えの取下げ、和解、請求の放棄もしくは認諾をすることができない。
4. 被補助人は、特別の授権がなければ、相手方の提起した訴えについて訴訟行為をすることができない。

**問3** 訴訟代理人の訴訟代理権に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴訟係属中に当事者の法定代理人が死亡すると、訴訟代理人の訴訟代理権は消滅する。
2. 訴訟係属中に当事者が死亡した場合であっても、訴訟代理人の訴訟代理権は消滅しない。
3. 訴訟係属中に当事者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、訴訟代理人の訴訟代理権は消滅しない。
4. 訴訟係属中に当事者である法人が合併によって消滅すると、訴訟代理人の訴訟代理権は消滅する。

**問4** 確認の訴えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 確認の訴えは、過去の法律関係の存否を確定するために提起することが許される場合があ

るし、事実の存否を確定するために提起することが許される場合もある。

2. 確認の訴えは、現在の法律関係の存否を確定するために提起することが許される場合はあるが、過去の法律関係の存否を確定するために提起することが許される場合はない。
3. 確認の訴えは、権利の存否を確定するために提起することが許される場合はあるが、事実の存否を確定するために提起することが許される場合はない。
4. 確認の訴えは、過去の法律関係を確定するために提起することが許される場合はないし、事実の存否を確定するために提起することが許される場合もない。

**問5** 口頭弁論の必要性に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、どのような場合であっても、口頭弁論を経ることなく、判決で、控訴を却下することはできない。
2. 裁判所は、どのような場合であっても、口頭弁論を経ることなく、判決で、控訴を棄却することはできない。
3. 裁判所は、どのような場合であっても、口頭弁論を経ることなく、判決で、上告を却下することはできない。
4. 裁判所は、どのような場合であっても、口頭弁論を経ることなく、判決で、上告を棄却することはできない。

**問6** 争点および証拠の整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、争点および証拠の整理を行うために必要があると認めるときは、当事者の意見を聞くことなく、準備的口頭弁論を行うことができる。
2. 裁判所は、当事者双方の申立てがあるときは、準備的口頭弁論を終了しなければならない。
3. 裁判所は、争点および証拠の整理を行うために必要があると認めるときは、当事者の意見を聞いて、事件を弁論準備手続に付することができる。
4. 裁判所は、当事者双方の申立てがあるときは、弁論準備手続に付する裁判を取り消さなければならない。

**問7** 証人尋問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。
2. 裁判所は、当事者に異議がないときは、受命裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。
3. 証人は、自己が刑事訴追を受けるおそれがある事項について尋問を受ける場合には、証言を拒絶することができる。

4. 証人は、自己に著しい利害関係のある事項について尋問を受ける場合であっても、宣誓を拒むことはできない。

**問8** 書証に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 書証の申出は、文書の所持者にその提出を命ずることを申立ててすることができる。
2. 文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申し立てによってする必要がある場合でなければ、することができない。
3. 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁または公署に照会をしなければならない。
4. 私文書の成立の真否は、筆跡または印影の対照によってのみ、証明することができる。

**問9** 訴えの取下げに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴えは、控訴審や上告審においても判決が確定するまで、その全部または一部を取り下げることができる。
2. 訴えの取り下げは、相手方が本案について準備書面を提出した後にあっては、相手方の同意を得なければ、絶対にその効力を生じない。
3. 訴えの取下げは、口頭弁論の期日においては口頭でもできるが、弁論準備手続または和解の期日においては書面でしなければならない。
4. 第一審の本案判決が確定する前に訴えを取り下げた者は、その訴えと当事者および訴訟物が同一の訴えを再び提起することは絶対に許されない。

**問10** 訴訟参加に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。
2. 訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者は、その訴訟の当事者の双方を相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができる。
3. 訴訟の目的の一部が自己の権利であることを主張する第三者は、その訴訟の当事者の一方を相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができる。
4. 当事者は、訴訟の係属中、参加することができる第三者にその訴訟の告知をすることができるが、この告知を受けた第三者は、他の第三者に対して更にその訴訟の告知をする場合を除き、その訴訟に参加をしなければならない。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

## [刑事訴訟法]

問1 つぎに掲げる刑事訴訟法1条の規定について、空欄を埋める語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「この法律は、刑事事件につき（ア）と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を（イ）且つ（ウ）に適用実現することを目的とする。」

1. ア 公共の秩序の維持 イ 厳格 ウ 適正
2. ア 公共の福祉の維持 イ 適正 ウ 迅速
3. ア 公共の福祉の維持 イ 厳格 ウ 適正
4. ア 公共の秩序の維持 イ 適正 ウ 迅速

問2 強姦事件の被害者Aによる告訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. Aは、告訴を、必ず書面によってしなければならない。
2. Aの告訴が、犯人を知った日から1年を経過した後にもされたときでも、検察官は適法に公訴を提起することができる。
3. Aは、第一審の判決があるまでは、告訴を取り消すことができる。
4. Aは、告訴を一旦取り消した後でも、再度、適法に告訴をすることができる。

問3 つぎに掲げる最高裁判所の判例の一部について、空欄を埋める語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「捜査において強制手段を用いることは、法律の根拠規定がある場合に限り許容されるものである。しかしながら、ここにいう強制手段とは（ア）を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであって、右の程度に至らない（ア）は、任意捜査においても許容される場合があるといわなければならない。ただ、強制手段に当たらない（ア）であっても何らかの法益を侵害し又は侵害するおそれがあるのであるから、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解するのは相当でなく、（イ）、（ウ）などをも考慮したうえ、具体的状況のもとで（エ）と認められる限度において許容されるものと解すべきである。」

1. ア 物理的な実力の行使 イ 必要性 ウ 緊急性 エ 相当
2. ア 有形力の行使 イ 緊急性 ウ 相当性 エ 必要
3. ア 有形力の行使 イ 必要性 ウ 緊急性 エ 相当
4. ア 物理的な実力の行使 イ 緊急性 ウ 相当性 エ 必要

**問4** つぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕し、弁解の機会を与えた後、留置の必要がないと判断したときは、被疑者を検察官に送致することなく、直ちに釈放しなければならない。
2. 司法警察員は、私人から現行犯人の引渡しを受けた場合、直ちに逮捕状を求める手続をしなければならず、逮捕状が発せられないときは、直ちに釈放しなければならない。
3. 緊急逮捕の場合、検察事務官および司法巡査は、被疑者を逮捕することはできるが、逮捕後直ちになされるべき逮捕状の請求をすることはできない。
4. 検察官は、逮捕中の被疑者につき、公訴を提起することはできない。

**問5** 捜索・差押えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 捜索差押令状には、刑事訴訟法の条文上、被疑事実の要旨を記載することは要求されていない。
2. 日没前、日没後に、人の住居に立ち入り、令状による捜索・差押えを行うには、当該令状に、夜間でも執行することができる旨の記載がなければならない。
3. 刑事訴訟法には、緊急捜索・差押えを許容する明文の規定はない。
4. 通常逮捕や現行犯逮捕の場合とは異なり、緊急逮捕の場合は、逮捕に伴う無令状の捜索・差押えはできない。

**問6** 公訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 公訴の提起は、急速を要する場合には、口頭ですることもできる。
2. 検察官は、公訴を提起する場合、起訴状の提出と同時に、一切の捜査記録と証拠物を裁判所に提出しなければならない。
3. 検察官は、公訴を提起したときは、遅滞なく、起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。
4. 検察審査会による不起訴処分の審査は、準起訴手続とともに、検察官の起訴独占主義に対する例外をなすものである。

**問7** 訴因変更に関するつぎの記述のうち、刑事訴訟法の規定および判例に照らして、もっとも適切なもの一つを選びなさい。

1. 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因の変更を許さなければならない。
2. 訴因変更において、検察官は、訴因を予備的に追加することはできるが、択一的に追加することはできない。
3. 起訴状記載の訴因については無罪とするほかにないが、訴因を変更すれば有罪であることが証拠上明らかで、しかも変更後の訴因にかかる罪が相当重大なものである場合でも、裁判所は、検察官の意思を尊重すべきであり、訴因変更を命ずべき義務があるわけではない。
4. 裁判所が訴因の変更を命令したときは、検察官がそれに従わなくても、訴因変更命令の効果として、訴因は変更される。

**問8** 自白の証拠能力に関するつぎの記述のうち、判例に照らして、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者が、起訴不起訴の決定権を持つ検察官の、自白をすれば起訴猶予にする旨のことばを信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は、任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を欠く。
2. 勾留されている被疑者が、捜査官から取り調べられる際に、手錠を施されたままであるときは、その心身に何らかの圧迫を受け、任意の供述は期待できないものと推定され、反証のない限りその供述の任意性につき一応の疑いを差し挟むべきである。
3. 捜査官の偽計によって被疑者が心理的強制を受け、その結果、虚偽の自白が誘発されるおそれのある場合には、自白は任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を否定すべきである。
4. 捜査官が刑訴法 198 条 2 項に定める供述拒否権を告知せずに行った取調べにより得られた自白は、憲法 38 条 1 項に定める黙秘権を侵害するものとして、証拠能力を否定すべきである。

**問9** つぎの事項のうち、被告人以外の者である A の検察官面前調書の証拠能力を肯定するための要件とは関係ないものを一つ選びなさい。

1. A が、所在不明であるため公判期日において供述することができないこと。
2. A の供述内容が、犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであること。

3. A が、公判期日において証人尋問を受け、調書に記載された供述とは実質的に異なった供述をしたこと。
4. A の公判期日における供述よりも調書に記載された供述の方を信用すべき特別の状況の存すること。

**問10** 公判の裁判に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 有罪の言渡しをするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。
2. 被告事件について犯罪の証明がないときは、無罪の言渡しをしなければならない。
3. 公訴時効が完成したときは、公訴を棄却しなければならない。
4. 公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるときは、公訴を棄却しなければならない。

(解答は全て解答用紙に記入すること)